

令和3年調布市教育委員会第3回定例会会議録

1. 日 時 令和3年3月26日午前10時00分～午前11時45分（1時間45分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 柏 原 公 毅

教育部副参事兼指導室長 執 行 純 子

教 育 部 次 長 高 松 春 美

教 育 部 副 参 事 兼

指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 長 補 佐 宮 地 朋 子

学 務 課 長 廣 瀬 郷

学務課主幹兼課長補佐 金 子 勝 巳

指導室教育支援担当課長兼

教育相談所長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 濱 田 昌 也

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎

東 部 公 民 館 長 早 野 賢 二

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 長 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長 高 野 千 尋

図 書 館 副 主 幹 福 島 い づ み

郷 土 博 物 館 長 福 澤 明

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 福 谷 文 夫

〈会議に付した事件〉

議案第7号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

議案第8号 調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令

議案第9号 調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

議案第10号 調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

議案第11号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第12号 調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

議案第13号 調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

議案第14号 令和3年度調布市教育相談所事業計画（案）について

議案第15号 令和3年度調布市公民館事業計画（案）について

議案第16号 令和3年度調布市立図書館事業計画（案）について

議案第17号 令和3年度調布市郷土博物館事業計画（案）について

議案第18号 史跡下布田遺跡整備基本計画（案）について

議案第19号 調布市文化財の指定について

議案第20号 調布市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第21号 調布市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

議案第22号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会職員の人事異動について）

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場をさせていただきます。

○大和田教育長 ここでお諮りをいたします。本日審議いたします日程第3の議案第20号から第22号については、人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第3の当該議案につきましては非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 令和3年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和3年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、福谷委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和2年度教育施設主要事業の執行及び進ちょく状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進ちょく状況について報告いたします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、3月10日現在の進ちょく状況の報告です。1ページから2ページが工事の一覧となっています。

本日の定例会までに6件の工事が完了しました。また、3件の工事が年度内に完了する予定となっています。前回の定例会以降、新たに契約した工事については、No.7から

No.9の3件の工事となります。

契約しました工事の概要ですが、No.7は、第一小学校で災害等の発生により避難所を開設した際に使用するマンホールトイレを整備する工事です。

No.8, No.9の2件は、プールに関連した工事です。No.8は、飛田給小学校でプールサイドのシートの張り替えを行う工事です。No.9は、柏野小学校でプール水槽の防水シート及びプールサイドのシートの張り替えのほか、外周部に設置している目隠しフェンスの改修を行う工事です。当該2件の工事については、令和3年度の水泳指導開始前までに完了させる予定となっています。

続きまして、3ページをお願いいたします。

No.1は、若葉小学校プール循環浄化装置更新工事の工事完了の状況です。新しい循環浄化装置が設置され、設備配管等の接続が完了しました。

No.2は、第一小学校災害用マンホールトイレ整備工事の施工状況で、設置場所を撮影しました。体育館の横、校庭の南西の位置の場所に災害用マンホールトイレを整備します。工事着手に際して仮囲いを設置した状況で、この後、地面を掘削し、配水管等を埋設する作業を行います。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事から、緊急事態宣言延長における調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校運営について、令和2年度卒業式並びに令和3年度入学式の実施について、令和3年2月における市内小・中学校の事故等の報告について、令和4年度使用調布市立学校特別支援学級教科用図書の採択について、以上4件の報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 初めに、資料2、緊急事態宣言延長における調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校運営について報告いたします。

本通知は、国の緊急事態宣言に基づく東京都における緊急事態措置が3月7日をもって解除される予定でしたが、延長の方向で検討されているとの報道がなされたことにより、3月4日に通知したものです。

緊急事態宣言延長における学校運営については、1月7日付けの通知による対応をお願いしていたところですが、市内の感染状況及び児童・生徒の感染状況等を踏まえ、一部柔軟に対応できるように変更いたしました。このことにより、一部の中学校において、よみうりランドや富士急ハイランドに卒業遠足に行っております。また、小学校については、

2学期に日帰りの移動教室を実施していることもあり、卒業遠足については数校の学校がよみうりランドに行っております。

なお、3月21日をもって予定どおり解除となる見通しとなったため、3月19日付けで緊急事態宣言解除後における学校運営について通知し、ガイドラインにのっとり対応をお願いしたところです。

今後の方針については、1月20日版のガイドラインによる対応は今年度までとし、4月からは持続的な学校運営のためのガイドラインに改め、原則、感染症対策を講じながら、今年度の取組の成果を踏まえてすべての教育活動を実施していく予定となっております。

報告は以上です。

続いて、資料3をお願いいたします。令和2年度卒業式並びに令和3年度入学式の実施について報告いたします。

卒業式及び入学式の儀式的行事については、児童・生徒にとって学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けになるとともに、また保護者等にとってかけがえのない行事となることから、各学校において感染症対策を講じながら適正に実施していただくよう通知したものです。

内容については記載のとおりですが、卒業式については、中学校は3月19日、小学校は昨日、3月25日に滞りなく実施いたしました。歌唱については、中学校は緊急事態宣言期間中であったことから歌唱なしとし、歌入りのCDを流して実施、小学校については、緊急事態宣言が解除されていたことから、全校歌唱を実施しております。

なお、卒業式を実施するに当たり、教育長メッセージを動画で配信し、1,400件近くの方に御視聴いただいております。

入学式については、小学校は4月6日、中学校は4月7日に実施予定です。

報告は以上です。

続いて、資料4をお願いいたします。令和3年2月における市内小・中学校の事故等を報告いたします。

小学校は6件、中学校はゼロ件の計6件です。

小学校の6件の詳細について報告いたします。

1件目、2月8日、学校外公園、管理外、第2学年男子児童です。下校後、当該児童は公園で遊んでいました。他児童が石を上に向けて、当該児童らがキャッチする遊びをしていた際、当該児童は石を取り損ね、頭部に当たり出血しました。近くにいた他児童の保護

者が当該児童保護者に連絡し、当該児童及び当該児童保護者は病院で受診するとともに、裂傷箇所の縫合処置を受けております。

2件目、2月9日、学校外通学路、管理内、第3学年女子児童。登校中、当該児童は転倒しましたが、だれにも報告せず授業を受けていました。2時間目の授業で痛がっている当該児童の様子を見た他児童が担任に状況を説明し、当該児童は保健室で養護教諭に患部を見せました。養護教諭は、当該児童の前歯の一部が欠損していることを確認し、当該児童保護者に連絡するとともに、当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、処置を受けております。

3件目、2月18日、学校外公園、管理外、第6学年男子児童。放課後、当該児童は公園で遊んでいました。当該児童は滑り台から降りている最中に、前で滑っていた他児童にタッチしようとしてバランスを崩し、そのまま前方に落下しました。学校は、当該児童保護者から事故の経緯と病院での受診結果について報告を受けております。

4件目、2月19日、昇降口、管理内、第2学年男子児童。昼休み、当該児童は校庭に出ようと靴を履いて一歩踏み出したところ、足をひねりました。当該児童は痛みがなかったため、学校ではだれにも報告せず帰宅しております。翌日、当該児童は足首に違和感を感じたため保護者に伝え、保護者同行の下、整形外科で受診したところ、右足のはく離骨折と診断され処置を受けました。

5件目、2月23日、校外、管理外、第2学年男子児童。当該児童は自転車で転倒し、左腕を痛めました。当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、左腕の上腕骨骨折と診断され入院しております。学校は、保護者から24日に報告を受けました。

裏面をお願いします。6件目、2月26日、校庭、管理内、第2学年男子児童。中休み、当該児童は鬼ごっこをして遊んでいた際、ネットに足を引っ掛け、左足をひねり転倒しました。当該児童は、保健室で養護教諭から応急処置を受けましたが、痛みが続いたため、養護教諭が当該児童保護者に連絡するとともに、保護者同行の下、整形外科で受診しました。当該児童は左足のはく離骨折と診断され、医師から1箇月間の運動禁止の指導を受けております。

報告は以上です。

最後に、資料5をお願いいたします。令和4年度使用調布市立学校特別支援学級教科用図書の採択について報告いたします。

1、令和4年度使用教科用図書採択の方針は、(1)令和3年度の教科書採択は、令和4

年度に小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書を採択いたします。

(2)教科書採択の権限については、教科書採択に関する事務については、東京都教育委員会の指導、助言を尊重し、その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行います。

続いて、裏面を御覧ください。(4)開かれた教科書採択についてです。教科書の採択に当たっては、従来の研究の成果や教員及び有識者、保護者等の市民の意見も反映させるため、教科書調査運営委員会を設置し、委員に有識者や保護者を加えます。また、採択後は採択結果を公表し、調査研究資料等は公開いたします。

次に、2、教科書採択に伴う組織及び任務です。調布市教育委員会は、教科書採択事務が円滑かつ公正に行うことができるよう、教科書調査運営委員会、特別支援学級用教科書調査委員会を設置します。以下、(1)から(3)にその組織と役割を記載しております。

最後に、4、採択事務日程についてです。5月13日に第1回教科書調査運営委員会、7月12日に第2回教科書調査運営委員会を行います。また、7月21日、第7回定例会において、小・中学校特別支援学級教科書採択を行っていただきます。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、源後社会教育課長から、新成人を祝う場についての要望について報告を願います。源後社会教育課長。

○源後社会教育課長 新成人を祝う場についての要望について、資料6をお願いいたします。

令和3年調布市成人式の中止に伴い、令和3年3月10日付けで、調布市議会各会派連名で、新成人を祝う場についての要望が提出されましたので、報告するものです。

その内容につきましては、成人式中止の判断については、新成人や市民の健康と安全を守る観点からやむを得ない判断であったと理解する。しかしながら、成人式は人生の節目ともなる大変貴重な機会であることから、中止となったこのたびの新成人を対象に祝う場を設けることを要望するとした内容です。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、どの時期にどのような祝う場を設けることができるのか、現在、鋭意検討している状況ですので、具体した案ができ次第、協議をさせていただきたいと思っております。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、福澤郷土博物館長から、令和3年度調布市武者小路実篤記念館

事業計画（案）について報告を願います。福澤郷土博物館長。

○福澤郷土博物館長 令和3年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）について報告いたします。資料7を御覧ください。

武者小路実篤記念館は、実篤の業績を顕彰し、広く市民の教養や文化向上に寄与するため、1ページの方針の(1)から(5)に掲げる事業を展開してまいりました。

中ほどの展示活動では、『白樺』創刊110周年を記念した春の特別展と、映画のまち調布に関連し、実篤文学の映画化作品やゆかりの映画人を紹介する秋の特別展を開催いたします。また、所蔵品を中心とした企画展を5回ほど開催し、実篤の幅広い活動を紹介する展示を行います。

次の普及活動では、郷土博物館や公民館を始め、市内施設との事業協力を深めながら広く情報発信し、実篤記念館の魅力を体感してもらう機会としてまいります。

また、小・中学校を始めとする学校教育との連携については、実篤と記念館に親しむ機会となる企画や博学連携事業を推進してまいります。

資料収集及び保存、並びに調査・研究では、実篤関連資料を収集、整理し、適切な保存、管理に努めるとともに、情報発信基地としての役割を担うため、調査研究を進めてまいります。

2ページをお願いします。情報提供システムでは、収蔵品データベースの登録作業を始め、ホームページの活用を積極的に行ってまいります。

以降、3ページにわたり事業概要及び展示日程を記載しております。

報告は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 3点ほど意見を交えて御質問させていただきます。

まず、資料1のところで、先ほど施設課長からお話しがあつたのですが、No.でいきますと8と9のプールサイドの改修等を含めて、昨年度、一昨年度辺りを考えてみますと、余りにも高温ゆえに水泳学習ができなかったということが多々ございました。この際、台風とか、そういうことも考慮してのことではありますけれども、何らかの形でプールサイドに日陰を作るような、取り外しができるような簡易なものを考えるべきではなからうかと。循環器でやっていますので、水温が高温になっていくのはやむを得ないわけですが、これ

は注水をする事で多少カバーできるのかなと。としますと、やはりプールサイドに待機している子どもたちにとっては、直射日光が当たらないような何かいい方法はないのかなと思うわけですが、そこら辺りは、施設担当として何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいというのが1点であります。

それから2点目は、資料3でございます。コロナのせいで静かな卒業式が実施されたと思うわけでございますけれども、反面、とても残念だったと思うところもございました。そういう中で、小・中学校長あての通知文の中に、設置者代表としての位置付けと伺いますか、ここら辺りについて例年と違うところがございますので、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから、最後に3点目ではありますが、これは意見になるかと思えますけれども、新成人、コロナの感染拡大、あるいはまた緊急事態宣言の延長といったことで、調布としてはいち早く決断をしたところではありますが、成人にとっては大変残念な結果になった。それにしても、社会教育課としては様々な対応をやっていただけてきたと私は感謝しているところでもありますけれども、こういう議会各党からの要望を受けると、確かに市民を代表しての声と受け止めざるを得ないと思うところがございます。ぜひ善処する形で御努力をいただきたい。これは意見でございますが、申しあげておきたいと思えます。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 まず、プールの御質問についてですけれども、近年、夏場が猛暑になっていることから、直射日光に当たらないように日陰対策というところでは、課題認識は持っているところでもあります。屋根を掛けるとなると、常設した場合には、やはり日々の風に対しての強度ということになってきますと、構造体としてある程度しっかりしたものを造らなければいけない状況となる中で、建築的な許可も発生することから、全校での整備となりますと、やはり財政的な負担が大きな課題と考えております。

学校施設においては、老朽化対策を始め不足教室対策、様々な課題がある中で、今総合的にいろいろなことを考えておりますので、そういった全体を考える中で、引き続き検討していきたいと考えております。

また、簡易的なものの設置というところでは、検討はできると思っておりますけれども、では、それを日常管理するとなると、それはまた学校に負担をお願いしますので、その辺の負担感もあろうかと思えます。様々なところから引き続き検討していかなければいけない事項と思っております。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 設置者という扱いですが、令和元年度の卒業式、令和2年度の入学式、そして今年度の卒業式は、教育委員会として、設置者として教職員側に座っています。引き続き、来賓としての扱いではなく、教育委員会、調布市と設置者として教職員側に着席していくといったところを継続してまいりたいと思っております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 先ほどのプールの件でありますけれども、子どもたちにとって、水の中での活動というのは、そうそうできるものではない。学習指導要領では約10時間程度という数字も出てきておりますけれども、そういう中で、本当は入りたいのに、暑いから入れないという誠に不条理な状況が起きているところなのです。

ですから、課長がおっしゃった予算的な面、構造上の問題、よく理解はしているつもりでおりますけれども、例えば、飛田給小の甲羅干しのところ辺りも、何とか表面の素材といますか、そこら辺りを工夫して、直接熱くならないような素材にするとか、やはり何よりも上に欲しいわけですよ。ですから、実験的でもやむを得ないと思っておりますけれども、ぜひこういうものを検討していただくように、これは要望として申しあげておきたいと。よろしく願いいたします。

それから、資料3につきましては了解いたしました。よろしく願いいたします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。はい、千田委員。

○千田委員 今のプールの件なのですが、プール指導というのは、学校のプールで泳ぐことだけではなくて、社会に出てからも水の危険から安全に身を守るという観点からも必要とされていることでもあります。この暑さの問題は日本各地、多くの学校でも起きている問題なのかなと思います。ですので、情報を集めながら、できるところから工夫してやっていただけたらというのが、切なる現場の願いだと思います。よろしく願いします。

○大和田教育長 御意見ということでよろしいですか。

○千田委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかに質疑、意見等がなければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 議案

議案第7号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、日程第3，議案に入ります。

議案第7号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、鈴木教育総務課長から提案理由の説明を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 議案第7号について説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書の下段に記載のとおり、会計年度任用職員の職種の追加、具体的には市長部局から技能補助員である給食調理員に関する任用事務が令和3年度から移管されることに伴う職種の追加、また一部の会計年度任用職員の職の名称、業務内容、勤務日数等を改めるとともに、文言の整理など所要の改正を行うため提案するものであります。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表により説明いたします。4ページを御覧ください。

資料を横向きに見ていただきまして、右側が改正前、こちらが現状の規則になります。それから左側、改正後に改める内容であり、改正箇所は下線を附記しております。

4ページの最下段、改正後の番号5の下線箇所になります。こちら令和3年度から、市長部局から教育総務課に技能補助員である給食調理員に関する任用事務が移管されることに伴い、新たに追加されるものであります。

続きまして5ページ、改正後の番号7の下線箇所になります。「学校給食専門員」の職の名称を業務内容に応じて分かりやすくするため、「食物アレルギー専門員」に改めるものです。

続きまして、7ページの改正後の番号12の「学級介助員」、9ページの改正後の番号15の「教育支援コーディネーター」、その下の番号16の「スクールソーシャルワーカー」の下線箇所については、業務内容等を分かりやすく整理するとともに、資格等の要件、勤務日数の規定を整備するため改正するものであります。

主な改正内容は以上になります。

なお、改正内容は、来月、令和3年4月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

ます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。御質問等があればお願いいたします。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第8号 調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第8号「調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、鈴木教育総務課長から提案理由の説明を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 議案第8号について説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書の下段に記載のとおり、教育委員会事務局を經由せず、学校長の権限で発注、契約、予算執行まで完結できます学校配当予算の品目を令和3年度から新たに追加するなど、規定を整備するため提案するものであります。

それでは、改正内容について、新旧対照表により説明いたします。3ページを御覧ください。

資料を横向きに見まして、右側が改正前、現状の規定から左側、改正後に改める内容であり、変更箇所は下線を附記しております。

3ページの新旧対照表右側、改正前の別表第4条関係の表中、決裁権者、校長の欄の下から3行目「情報教育用消耗品」から、次の4ページにまたがり記載しております「スクールカウンセラー用消耗品」につきましては、校長欄の1行目に規定しております「学校管理用消耗品」に整理、統合するため、削除するものであります。

続きまして、4ページを御覧ください。改正前1行目に記載の「記念誌印刷製本」を「記念誌等印刷製本」に改めます。

次に、改正後の1行目に記載の「家庭科用ミシン保守点検委託」から6行目「保健用消耗品」までを新たに追加するため改正します。

次に、その下に記載の(2)、(3)の契約内容の文言を整理するため改正します。

なお、改正内容につきましては、来月、令和3年4月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認といたします。

議案第9号 調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第9号「調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼学校教育担当課長 それでは、議案第9号「調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本案は、令和3年4月から、調布市教職員出退勤管理システムの本格稼働によりまして、システムを利用する教職員の電子出勤簿等の処理、手続きに関する規定の整備を行うために提案するものであります。

2枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。第6条、出勤簿に関する規定がありますが、右側の改正前の出勤の手続きは、出勤簿に押印する形で出勤する処理を行って規定しております。左側、改正後であります。上段、「紙出勤簿適用職員」とありますが、システムの導入後も一部の職員、これは東京都のスクールカウンセラー、時間講師になりますけれども、こちらはこれまで同様、紙の出勤簿に押印する形を取りますので、従来の押印による手続きを規定しております。

次に、第2項です。新たに第2項を設けて、第1項以外の電子出勤簿適用職員については、出退勤システムの導入により、「所定の操作」と記載しておりますが、出退勤カードをカードリーダーにかざして出勤等の記録を行うことを規定するものです。

その下、次の第7条の年次有給休暇の請求等、それから、めくっていただきまして、第

12条、事故欠勤の届け、さらに続いて、第12条の2、指示欠勤の届け、こちらにつきましても同様の手続きを規定するものであります。

施行期日は令和3年4月1日であります。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人 紙出勤簿から電子出勤簿が変わって、いわゆる今まで出勤簿整理者の副校長先生は大変御苦勞しておられたのが幾らか、仕事の量は若干減っている1つになるのかなと思ってございます。

いまだに、まだ紙出勤簿を使わざるを得ないというのも、先ほどのお話で理解できたわけですが、電子出勤簿の場合、例えば出張をして、学校に帰校できる場合はいいわけですが、時間的に直帰をせざるを得ない状況の場合の電子出勤簿の扱いといたしますか、こちら辺りはどのようになっているのでしょうか。不勉強で申し訳ないです。

○大和田教育長 執行指導室長。

○執行教育部副参事兼指導室長 いろいろな自治体がいろいろな出退勤のシステムを入れているのですけれども、調布市は、できるだけ副校長の負担を軽減するために、これまで出張簿というのを別に紙に書いておりましたが、それも電子で申請できるようなシステムを導入しておりますので、出張した場合も、直帰されたとしてもきちんとそれも処理できるようにしております。すべて電子化できるようなシステムに移行していこうと思っています。

ただ、当初は、やはり副校長先生ないしは補佐をする方が、その扱いにまだ不慣れなところもあるので、逆にそれに慣れるまで負担感を感じていらっしゃるという御意見も聞いておりますので、こちらのほうでしっかりその点は支援していきながら、円滑に進められるように継続して注視してまいりたいと思います。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人 ありがとうございます。今、指導室長が言われたように、学校によっては、かえって仕事が煩雑になったということを知ったものですから、ちょっと伺ったところなのですが、負担軽減の一貫として設置されたものでありますから、ぜひそのような機能が十分に発揮されるように、また御指導を続けていただきたいと思います。

ます。

○大和田教育長　ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長　ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第10号　調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長　次に、議案第10号「調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼学校教育担当課長　それでは、議案第10号「調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」について説明いたします。

本案は、議案第9号同様、令和3年4月から学校職員の出勤システムを利用する教職員の電子出勤簿の運用開始に合わせて、出勤簿の整理に関する所用の規定を整備するため提案するものです。

3枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。第1条、趣旨については、出勤簿の対象職員として、右側の改正前ではありますが、東京都の条例第2条第1項第2号に掲げる学校の正規職員を対象としておりましたが、事務の効率化を図るため、地方公務員法第28条の4に規定する再任用のフルタイム職員、それから同法第28条5に規定しております再任用の短時間職員、それから同法第22の2に規定しております東京都の会計年度任用職員を新たに追加しております。

次に、第2条、定義を新たに追加いたしまして、(1)教職員出勤管理システム、(2)電子出勤簿など、新たにシステムの導入に伴って使用する用語について定義をしております。

続きまして、第3条、整理の区分につきましても新たに追加をし、出勤簿の整理は、電子出勤簿を使用して行うことを基本に、教育長が必要と認める場合は、先ほど議案第9号でも御説明しましたが、紙出勤簿を使用して行うこととしております。

めくっていただきまして、改正前の第2条、出勤簿整理者ではありますが、こちらの規定を第4条として、出勤簿の整理は副校長が行うこととしつつも、校長が必要と認めた場合

は、その作業をあらかじめ指定する教職員にさせることができることとし、副校長の校務軽減が図れるように改めるものです。

第5条から第8条につきましては、文言等、所要の改正を行うものです。

また、資料の最後のページ、別表欄であります。東京都教育委員会の出勤簿整理規程を参考に、出勤簿の表示に第49として、育児欠勤を追加するものであります。

こちらも施行日については令和3年4月1日であります。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、特に質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第11号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第11号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼学校教育担当課長 それでは、議案第11号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

提案理由につきましては、夏季休業日等の規定を改めるため、提案するものであります。

それでは、2枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。第4条第1項第1号中、夏季休業日の期間を、改正前は8月31日までとされていたところ、左側改正後、8月28日までに改め、同条第2項を「校長は、あらかじめ委員会に届け出ることにより、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては8月24日、同項第2号に掲げる冬季休業日にあつては1月4日を最終日の限度として期間を短縮することができる」を「委員会は、前項第1号に掲げる夏季休業日にあつては必要に応じて期間を短縮することができる」と改めるものです。

これまで、教育課程の編成の在り方については、災害やインフルエンザ等の流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えて、標準授業時数を上回り、十分な授業時数を確保するよう学校に対して指導していたところです。しかし、平成31年3月18日に文部科学省は、学校における働き方改革に関する取組の徹底についての通知において、「各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教員の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない」こと、「標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではないこと」とされました。

また、第2項については、休業期間の短縮は、学校の裁量によるものとしていたことから、2学期の開始日に学校間で大きなばらつきがあったこと、また、そのことにより2学期開始時の児童・生徒の安全確保のための巡回等の対応が困難であったことなど、課題もあったところです。

これらのことを踏まえて、夏季休業日の期間を調布市立学校全校が統一し、2学期の開始日を合わせることで、ただし、不測の事態に備え、若干数の授業時数を確保するため、8月に3日間の授業日を設定いたします。

また、規則の改正に伴い、指導室からの教育課程編成に係る資料において定めていた、小学校については第2土曜日を授業日とすることを廃止し、学校公開等で土曜日を授業日にする場合は振り替え休業日を確保することとしました。

施行日につきましては、令和3年4月1日です。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人　　整理していただいて、ありがとうございます。確認ですけれども、第4条では、夏季休業日、冬季、春季と決められておりますが、これは「夏季休業日にあっては必要に応じて期間を短縮することができる」、冬季はできないという判断でよろしいのですか。つまり、以前ですと「1月4日を最終日の限度として」とありますが、上でいきますと、冬季休業日は12月26日から1月7日までとある中で、この休業日は短縮できないという理解でよろしいのかというのが1点。

それから、逆に、学校教育法施行令でいきますと、夏季休業日の最終日までが第1学期だとすると、例えば8月31日まで休みを延ばすことはできないのか。ここでは短縮、あるいは不測の事態が起きたときの確保のためにという御説明がありましたけれども、ここら辺りはどう解釈すればいいのかというのが1つ。

それから、4条第2項の冒頭、改正前は「校長は」と校長が裁量権の1つであったものが、いろいろなデメリットといいますか、それを解消するために委員会として統一した日にちを決めたということですが、それはやむを得ないとは思うのですけれども、校長の裁量権が縮められていくのはいかななものかという懸念を持つわけですが、そこら辺りについてはいかがお考えだったのでしょうか。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 冬休み、冬季休業日は1月7日までといったところについては、やはり先生方にもしっかりと休んでいただきたいという思いもありまして、冬季休業日の短縮は、現時点で考えておりません。

また、2点目の夏季休業日、8月28日までで31日までとするかどうかといったところですが、8月に3日の授業日を確保するといった方針でございますから、現時点では8月31日までを夏季休業日とすることは考えておりません。

また、2項の「委員会は」といったところで、校長会とは常々連携を取らせていただきまして、対応してきたところです。できればそろえたほうがいいよねといった、近隣の学校で違うこともあるから、教育委員会が定めてくれればといった御意見もあったことから、学校の裁量ではなく、教育委員会が決定するといった改定をさせていただくところです。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。例えば、大雪で休みにするしない、隣の小・中学校の距離は近いのに、一方は休みで一方は登校、そういったことを考えると、これは校長の判断、地域性の判断ということになるわけですが、やはり校長がどこまで子どもたち、学校の状況を把握して判断するかということについては、教育委員会が判断してくれれば、校長にとっては一番楽というか、説明がしやすいわけですが、そこら辺りがだんだん、教育委員会が全部決めてしまうような方向に行ってはまずいのではないかと私は懸念するところでもあります。今回の件につきましては、調布市教育委員会としての判断でありますので、私はもう少し見守ってまいりたいと思うところでございます。ありがとうございました。

○大和田教育長　ほかにございませんか。はい，細川委員。

○細川委員　確認をさせていただきたいのですが，最後に第2土曜日の授業がなくなるということをおっしゃっていたと思うのですが，公開日として実施するという事なのでしょうか。それと，それについてはどちらかに記載があるのでしょうか。お願いします。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　こちらは指導室のほうから学校に教育課程を編成する際に説明資料としているものですので，今提出させてもらっている資料には記載がございません。

小学校については第2土曜日を授業日とするといったところは，授業時数の確保のために指導室から，第2土曜日は必ず授業をしてくださいとお願いしていたものとなります。ですので，こちらの指定で第2土曜日は授業を絶対してくださいねということを廃止して，学校が必要に応じて，例えば第2土曜日を授業公開にしてもいいですよ，また第2土曜日に限らず第4土曜日でも，学校の実態に応じて実施していただけるように自由度を広げたといったこととなります。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　では，これは校長の裁量でいいということなのですか。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　土曜日を授業日にするのは，学校の裁量でよいということになります。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　では，これについて学校間でばらつきが出るのは，それは学校の授業の進み具合等によって，学校で判断をしていただくということなのですね。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　いつ学校公開するかによっては，当然，学校の実態によっても変わってきますので，そこは校長の裁量と認めているところです。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　公開なしの授業というのはないということですか。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　学校がどうそれを判断するかといったところで，公開をし

ないで授業をするといったこともないとは言い切れないかなと思います。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 それもよしということですよ。

○濱田指導室統括指導主事 はい。

○大和田教育長 よろしいですか。

○細川委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第12号 調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第12号「調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼学校教育担当課長 議案第12号「調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について説明します。

本案は、地方公務員法、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律及び東京都学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する一連の規定の改正に伴いまして、調布市立学校の職員の兼業、兼職に関する規定を整備するため提案するものであります。

改正の背景でありますけれども、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりですとか、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、民間労働政策において兼業や副業が促進される中、地方公務員、学校職員にあっても、地域社会のコーディネーター等として、校務以外でも地域活動への貢献などが期待されるようになってきていることが挙げられます。

それでは、2枚めくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。第1条では、

下線を引いてございますが、兼業、兼職の許可を行う対象の職員を右側、従前ですと常勤の職員のみとしておりましたが、今回、地方公務員法第28条の5に規定する再任用、短時間の職員を追加し、対象の拡充を図っております。

それから、少し飛びまして、めくっていただきまして裏面になります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の改正に基づいて、第6条の2として、学校職員が消防団員として兼業を行う場合の手続きについて新たに規定をしております。特に第2項では、学校職員から消防団員について許可申請があった場合については、職務遂行に著しい支障があるときを除きまして、兼業を許可しなければならないと規定しております。なり手の少ない消防団員の確保の一助となるよう規定の整備を行うものです。

続いて、第8条ですが、兼職等の承認権者として、これまで教育長が兼職等の承認を行うこととしておりましたが、対象の拡大を想定いたしまして、校長以外の職については、学校長が行うこととしております。

その他、東京都の規定を参考に文言の修正を行っているところです。

施行日については、令和3年4月1日になります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第13号 調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第13号「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、源後社会教育課長から提案理由の説明を願います。源後社会教育課長。

○源後社会教育課長 議案第13号「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

総合開放及び目的外使用の許可、不許可通知書において、許可条件等及び特記事項の欄

を追加することで、より適正な事務を執行するために提案するものであります。

その具体的内容は、学校施設の開放及び目的外使用は、学校教育に支障のない範囲内で市民等に使用を許可するため、その使用を許可した期間内において、学校行事が優先する場合など、詳細条件等を通知書に明記していくものです。

それでは、2枚めくっていただきまして、規則の新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。

まず、1ページの第6号様式です。左側、改正後の網掛け部分が許可条件等の追加欄です。

続きまして2ページ、これも同じく左側の網掛け部分に特記事項の欄を追加しています。

続きまして1ページ飛ばしていただきまして、最後の4ページになります。第9号様式です。こちらも同じく左側の網掛け部分に特記事項の欄を追加いたします。

施行日は令和3年4月1日です。また、この規則による改正前の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができるよう附則にて規定いたします。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第14号 令和3年度調布市教育相談所事業計画（案）について

○大和田教育長 次に、議案第14号「令和3年度調布市教育相談所事業計画（案）について」を議題といたします。本件について、小山指導室教育支援担当課長から提案理由の説明を願います。小山指導室教育支援担当課長。

○小山指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 議案第14号「令和3年度調布市教育相談所事業計画（案）について」、御説明いたします。

調布市教育相談所処務規程第7条により、令和3年度調布市教育相談所事業計画を策定するため提案いたします。

令和3年度におきましても引き続き、調布市基本計画、調布市教育プラン、調布市特別

支援教育推進計画に基づき、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人に寄り添い、個に応じたきめ細やかな教育相談の充実を図ります。

1 ページの来所相談、電話相談事業におきましては、様々な困難を抱える児童・生徒及びその保護者に寄り添った相談を継続してまいります。

2 ページの就学相談におきましては、就学前の就学先についての相談から学齢期を通じた継続的な支援を意識した相談を実施してまいります。巡回相談事業においては、医師や臨床心理士、言語聴覚士や作業療法士などの専門家が学校の要請に応じて巡回し、児童・生徒の観察を通して学校生活における適切な支援についての助言や相談を行ってまいります。

これら相談事業の充実を図りながら、状況に応じた総合的な支援となるよう、相談員、教育支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して相談事業を行ってまいります。

次に、3 ページの学校に行きづらい子どもの保護者の集いにつきましては、令和2年度のコロナ禍における実施状況等を踏まえ、参加者のニーズに合った事業実施となるよう工夫して継続してまいります。

各相談事業について、担当者の専門性を高めるための研修や、分かりやすく相談しやすくなるための広報活動等についても引き続き積極的に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。千田委員。

○千田委員 個人的に昨年まで教育支援係に在籍していたものですから、ちょっと内容的なところでぜひ評価したい部分と、これからこうありたいというような意見を述べさせていただきたいと思います。

昨年度から教育支援係ができて、コーディネーターとスクールソーシャルワーカーと教育相談所の機能が1つになった形で、連携がかなり進んだと思います。今日の事業計画では、来所相談のところに、状況に応じた総合的な支援となるよううんぬんとありますが、まさにこの部分だと思います。ただ、ここだけではなくて、就学相談とかいろいろな部分でコーディネーター、スクールソーシャルワーカーはかかわっています。

私が申しあげたいのは、相談にいらっしゃる保護者の方が、自分はどこに相談に行くのが一番いいのかというのでかなり迷われて、電話相談に行き、来所相談に行き、コーディ

ネーターに行きと迷われて、分かりにくくて、どんどん心がなえてしまうような状況が幾つも見られたのです。ですので、分かりやすい相談の入り口といいますか、分かりやすい相談のルールが欲しいと思っていました。

そのやり方については、昨年少し進んだところなのですが、今ここに関係機関と連携して充実を図るとおっしゃいましたので、ぜひ分かりやすいというところをキーワードにして、これからも工夫を進めていっていただきたいと思います。

教育支援系の全体像がここだけでは見えにくいし、どこで全体像が見えてくるのかが分かりにくかったので、そこについても工夫していただけたらと思います。

○大和田教育長 ただいまのは御意見、御要望ということでしょうか。

○千田委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。はい、榎本委員。

○榎本委員 4ページの5番、関係機関との連携というところなのですが、今ここにいろいろ子どもを取り巻く関係機関うんぬんと幾つかの代表される機関が書いてございますが、この子どもの育成、教育という部分に関しては、当然、教育委員会だけではなくて、市長部局のほうでも福祉のほうでいろいろ取り組んでいるところだと認識しております。

子ども・若者育成支援推進法にのっとった子ども・若者支援地域協議会というのが既に調布では設置されておまして、その中には教育委員会の各担当者様、あるいは市長部局の担当者、あるいは警察や児童相談所、あるいはハローワークやここにありますような各機関が構成メンバーとしてあるわけなのです。今、その協議会を効果的に機能させていこうという動きと、全市的にみんなで1つにまとまってという方向にあるかと思っておりますので、表記についてになるのですけれども、今取り組んでいる子ども・若者支援地域協議会、ネットワーク協議会といいますか、その部分をどこかで入れ込んでいただいたほうが市民の方にも分かりやすいのかなと私は認識しております。1つ意見として、ぜひ御検討いただければと思います。

○大和田教育長 御意見ということでしょうか。

○榎本委員 はい。

○大和田教育長 ありがとうございます。ほかにございませんか。福谷委員。

○福谷委員 2ページの巡回相談のことで、学校の中で困ったときにスクールカウンセラーに相談するとき、毎日来ているわけではなくて週何回ということ、これを見て、思

ったのは、学校とか教員が希望とか要望をすれば、いつでもそういう対応が得られるのかなと思ったのですけれども、現場が抱えている心の問題というのは非常に大きいので、臨床心理士とか、いわゆる専門性の高い相談が受けられたらいいと思っています。希望とか要望があれば対応いただけるのかなと思ったので、ちょっとお聞きしたいと思いました。

○大和田教育長 小山指導室教育支援担当課長。

○小山指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 ただいま委員におっしゃっていただきました巡回相談につきましては、学校の要望に応じて、学校が必要としている専門家が巡回しております。おっしゃっていただきましたとおり、要望に応じて相談事業を行っております。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 よろしいですか。

○福谷委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第15号 令和3年度調布市公民館事業計画(案)について

○大和田教育長 次に、議案第15号「令和3年度調布市公民館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、鈴木東部公民館副館長から提案理由の説明を願います。鈴木東部公民館副館長。

○鈴木東部公民館副館長 議案第15号「令和3年度調布市公民館事業計画(案)について」、提案理由を御説明いたします。

本案は、調布市公民館処務規程第5条第1項の規定により、公民館運営審議会での協議を経ましたので、令和3年度調布市公民館事業計画を策定するため、提案するものです。

初めに、本事業計画の構成ですが、公民館ごとに冒頭で計画の基本的な考え方を整理するとともに、それに続く一覧表で青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理

解教育の5つの学習分野を主軸に個別の事業を整理しています。

基本的な考え方に反映した3公民館共通の観点としては、学びを通じた人づくり、仲間づくり、地域づくりを支援する観点や、学びの成果が生活課題や地域課題の解決に活かされる事業展開に努める観点などが挙げられます。また、個別の事業には、施設特性や地域性、これまでの取組経過などを加味した内容を反映させています。

1ページをお願いいたします。初めに、東部公民館です。東部公民館では、No.1から5において5つの学習分野の基本的な考え方を、6及び7に地域の学び合いの輪を広げる事業展開や団体の育成支援に関する基本的な考えを整理しています。2ページから5ページまでに個別の事業と内容を記載しております。

東部公民館は、国分寺崖線の緑豊かな住宅地に位置し、仙川商店街を中心として、周辺に教育関係施設が多いことが特徴となります。このような地域的な魅力を生かしながら、人と人とのつながりや地域との結びつきを大切に事業展開を図ってまいります。

次に、6ページから9ページまでが西部公民館となります。西部公民館では、6ページNo.1から6において基本的な考え方を整理しています。

西部公民館は、施設の特徴として、広いロビーと調理の実習室があり、コンサートや料理サークルの活動などが活発です。事業では、子育てセミナーに代表される家庭教育講座などが盛んです。また、地域との連携では、防災訓練など、地域課題へ引き続き取組を進めてまいります。

最後に、10ページから13ページまでが北部公民館となります。北部公民館では、10ページNo.1から8において基本的な考え方を整理しています。

北部公民館は、小・中学校や緑あふれる上ノ原公園に隣接し、自然豊かな落ち着いた環境に位置しています。この地域では、北部公民館を拠点に地区協議会、健全育成推進地区委員会などの地域活動が活発に展開されています。こうした地域特性を生かし、地域住民や地域で活動している団体と連携を図りながら、地域に根ざした公民館事業を展開してまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人 ありがとうございます。質問なのですが、3館とも成人教育について講演会を予定されているわけなのですが、1ページの下段、4のところ、いわゆ

る公民館の利用が少ない層の参加の利用促進ということがあるわけですが、年齢的にはどれぐらいの層の参加者が少ないという判断をされているのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○大和田教育長 早野東部公民館長。

○早野東部公民館長 常日ごろいろいろな事業をやっておりますが、数としては平日実施するようなものが多いところであります。そのような中では、仕事をリタイアした後の高齢者層が参加者として多いというのが現状でございます。こちらに書きましたのは、それ以外の層、もうちょっと若い世代の方とか主婦層とか、そういった方をねらいに事業展開を図っていきたくていったところを記載したものでございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。地域コミュニティづくりの中心的な核となるようなわけでありますけれども、やはり退職されてからのエネルギーも大変必要だと思うわけですが、その前の世代の、いわゆる働きながら地域活動に参加したいという方は結構いらっしゃるのではないかと思うわけです。そういった中で、もう少し成人教育といえますか、そのような講座があっても、夜間や休日に行うといった工夫をしてもいいのではなからうかと思っておりますので、どこかで御検討いただければ有り難いと思います。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第16号 令和3年度調布市立図書館事業計画(案)について

○大和田教育長 次に、議案第16号「令和3年度調布市立図書館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、高野図書館副館長から提案理由の説明を願います。高野図書館副館長。

○高野図書館副館長 それでは、令和3年度調布市立図書館事業計画(案)について説明いたします。

1 ページの1、方針でございます。調布市では中央図書館及び10館から成る図書館シス

テムを構築し、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる図書館を目指し活動を続けています。一方、大きな課題として、各活動の核となり、経験を積んだ職員が数多く退職の時期を迎え、急速に若手職員との世代交代が進んでいるのが現状です。経験を引き継ぎ、常に安定したサービスの提供ができる職員体制、後進の育成を図る必要が生じております。

市民の読書活動を推進し、様々な情報、資料の収集及び提供を行い、調査研究の支援拠点であり続けること、この目標のためには早急にこの課題に取り組まなければなりません。また、より多くの市民に図書館が利用されるよう、事業の充実を図るとともにPRに努め、未利用者への利用を促していくことが大切であると考えております。

なお、今、新型コロナウイルス感染拡大により、変化する社会にも対応する図書館活動を実施していくことが求められていると考えております。

2ページの(1)図書館運営体制でございます。「利用状況の分析、サービスや業務の見直しを行い」という部分に関しまして、係ごとの業務の洗い出しと改善案の集約を進めており、調布市基本計画とともに調布市教育プランの主要事業施策9にございます生涯学習社会への対応のうち、市民の読書・調査活動への支援、同じく施策10の地域ゆかりの文化の保存と継承のうち、地域ゆかりの文化を生かした事業の展開を踏まえた事業、具体的には水木しげる氏の作品や地域ゆかりの資料の収集保存と活用、また映画関連の企業との共同活動による映画のまち調布の特色を生かした事業展開等に取り組んでまいります。

なお、諮問機関であります図書館協議会からの意見を参考に運営体制を検討してまいります。

(2)から3ページ、4ページの(9)までが各係の基本的な業務の進め方、取組の基本的考え方を示しております。

続きまして5ページ、2の主要事業以下、5ページの(1)から10ページの(8)に具体的な事業を掲載しております。一部主立ったものにつきましては、毎月教育委員会所管事業にも掲載している事業となります。市民の読書活動を推進し、また様々な情報、資料の収集及び提供を行って、調査研究の支援拠点であり続けるための、まさに地域の核としての図書館活動が記載されております。

年齢に応じました事業では、(2)にお示しした児童サービス関連の中で、各分館と地域の小学校の学校図書館、司書教諭の先生方との連携や協力もはぐくまれてきております。残念ながら、令和2年度は事業の多くが新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりま

したが、この事業は図書館の根幹を成すもので、今後も対策を講じつつ、できるだけ実施できるように努力してまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第17号 令和3年度調布市郷土博物館事業計画（案）について

○大和田教育長 次に、議案第17号「令和3年度調布市郷土博物館事業計画（案）について」を議題といたします。本件について、福澤郷土博物館長から提案理由の説明を願います。福澤郷土博物館長。

○福澤郷土博物館長 議案第17号「令和3年度調布市郷土博物館事業計画（案）について」、説明いたします。

本案は、調布市郷土博物館処務規程第6条により、令和3年度調布市郷土博物館事業計画を策定するため提案するものでございます。

1ページをお願いします。郷土博物館では、郷土の歴史や文化を後世に伝える文化財の保護、資料の収集を行い、展示や普及活動を実施することで地域文化の醸成を図ってまいります。

初めに、郷土博物館事業ですが、令和3年度も引き続き地域資料を展示公開し、調布市の歩み等を紹介していくことで、地域ではぐくまれた伝統文化に触れる機会を提供してまいります。また、子どもたちが郷土に対する誇りと愛情が持てるよう、郷土学習の機会を提供するとともに、学校教育との連携では、団体見学による郷土学習を支援してまいります。そのほか、福祉部門との連携等事業にも取り組んでまいります。

次に、文化財保護事業では、地域の文化財や伝統文化を保護、継承し、地域に根ざした文化財保護、活用事業を行ってまいります。令和元年度から3箇年にわたり実施してまいりました深大寺所蔵の近代文書等資料の調査につきましては、成果をまとめた目録を刊行

いたします。

下布田遺跡については、史跡整備の対象範囲について、基本設計に先立つ測量委託を実施してまいります。

埋蔵文化財の発掘調査に当たっては、調布市遺跡調査会への委託による適切な発掘、資料の整理、保存を引き続き行ってまいります。

武者小路実篤記念館の指定管理につきましては、平成31年度から10年間の指定管理期間となったこともあり、引き続き中長期的な視点を踏まえた事業の進行について適正な管理に努めてまいります。

2 ページをお願いします。中段以降が事業計画一覧表です。

1, 展示活動では、常設展のほか、企画展、郷土学習展を予定しております。企画展では、東京2020大会を記念してオリンピック・パラリンピックの機運醸成を目指すほか、多摩川にまつわる歴史、民族資料に関連する展示を行います。

3 ページにまいりまして、2, 教育普及活動としては、講座、講演会、見学会等と学習会、子どもはくぶつかんの事業を実施してまいります。

また、4, 文化財保護普及活動では、文化財の指定、活用等を審議する文化財保護審議会の開催、深大寺近代史料に係る史料の調査、遺跡や文化財の見学会、文化財講演会などを実施します。

そのほか4 ページになりますが、伝統芸能の保存活動、埋蔵文化財の発掘調査、下布田遺跡や深大寺城跡の整備・活用、真木家住宅の保存・管理を進めてまいります。特に下布田遺跡については、整備基本計画に基づき整備事業を推進してまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第18号 史跡下布田遺跡整備基本計画（案）について

○大和田教育長 次に、議案第18号「史跡下布田遺跡整備基本計画（案）について」を

議題といたします。本件について、福澤郷土博物館長から提案理由の説明を願います。福澤郷土博物館長。

○福澤郷土博物館長 議案第18号「史跡下布田遺跡整備基本計画（案）について」、御説明いたします。

本案は、国指定史跡下布田遺跡について、整備基本計画を策定するため提案するものでございます。

お手元の下布田遺跡整備基本計画（案）については、令和2年第12回調布市教育委員会にて報告をさせていただきましたが、計画策定に当たっては、令和2年12月4日から令和3年1月8日までパブリックコメントを実施いたしました。

お手元のA3横のパブリックコメントの実施結果を御覧ください。一番下の本でございます。表紙の2、意見募集の結果概要について記載されておりますが、5人の市民から29件の御意見をいただきました。いただきました御意見につきましては、下布田遺跡整備基本計画策定委員会にて検討、協議を行い、計画内容に反映すべき内容については修正等を加え、計画書（案）として取りまとめました。

具体的な修正などの内容としては、3ページの上から3番目、No.9、専門用語に振り仮名を付けたほうがよいという意見を踏まえて、専門用語に振り仮名を追加いたしました。また、No.13で文言の表現に対する御意見及び5ページの下から2つ目、No.28では計画図への内容の追加の御意見を踏まえて、より分かりやすい表現にそれぞれ修正及び追加をいたしました。その他の御意見につきましては、今後の基本設計や活用事業における参考とさせていただきますこといたしました。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第19号 調布市文化財の指定について

○大和田教育長 次に、議案第19号「調布市文化財の指定について」を議題といたしま

す。本件について、福澤郷土博物館長から提案理由の説明を願います。福澤郷土博物館長。

○福澤郷土博物館長 議案第19号「調布市文化財の指定について」、説明いたします。

本案は、調布市文化財保護条例第4条の規定により、市文化財の指定を行うため提案するものです。

議案の裏面をお願いいたします。文化財の名称は、入間町城山遺跡第55地点1号・2号・4号竪穴住居跡出土遺物です。員数は121点、指定の種別は有形文化財の考古資料です。所有者は調布市教育委員会、所在地は調布市郷土博物館です。時代は縄文時代中期でございます。指定理由等は調布市文化財指定理由説明書のとおりでございます。

本件は、入間町2丁目にありますN T T中央研修センター敷地内の再開発事業に伴い、平成29年度に実施いたしました発掘調査で出土した遺物のうち、土器71点、石器50点、計121点を市文化財として指定するものです。

次に、指定理由説明書をお願いいたします。6ページの中段、8、指定理由ですが、縄文時代中期の武蔵野台地で使用された土器や石器の構成や特徴をよく示すまとまった資料であり、特に土器群は、力強く躍動感にあふれた造形で、縄文時代中期の土器や精神文化を考える上で重要な資料であります。

また、土器群は東関東を中心とする阿玉台式土器や、中部耕地の特徴を持った勝坂式土器、武蔵野台地の特徴を持った勝坂式土器、それらの融合、折衷土器など様々な系統の土器が混在しており、他地域との広域交流を考える上でも重要な資料でございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。千田委員。

○千田委員 どうもありがとうございました。下布田遺跡の資料も初めて見て、すばらしい資料をお作りになったなと思ったのですが、またこの文化財指定の説明書を見て、これもぜひ指定していただきたいと思いました。

私、以前15年ぐらい前に調布の校長に初めてなった学校で、郷土資料館の学芸員の方がいらして、野焼きをしていただいて、まさにこの写真に載っているような縄文土器を子どもたちが校庭で作ったという経験があります。そのときは、子どもたちは顔を真っ黒にして、すすだらけになって作ったのですが、欠けてしまった土器もすごく大事に持っていて、考古学というか、歴史に大変興味を持つ子が何人も出てきたなという思いでいます。

今、郷土博物館のほうでは出前授業で野焼きをするのはなかなか難しい状況のようなのですが、何かしらの形で子どもたちにそういう体験を通して調布市の文化財を感じ

るというか、そういうことをする工夫をしていただけたら。もしかしたらやっていたらしゃるのかもしれませんが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。啓発もお願ひいたします。

○大和田教育長 御要望ということでよろしいですか。

○千田委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

次の議案からは非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の皆様方は退席をお願いいたします。本日も傍聴、ありがとうございました。

非公開

○大和田教育長 以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員